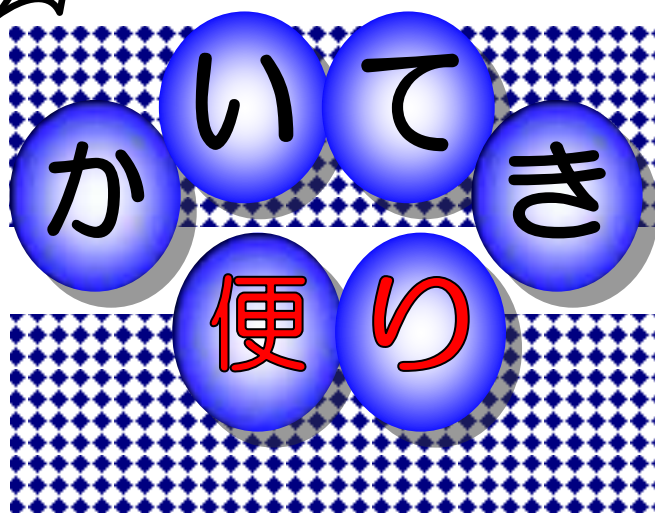


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成29年5月1日発行 第154号

○お知らせ

「介護保険事務所(医療系)の集団指導の実施について」

「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会を開催します」

「介護人材関連事業について」

「H29年度 訪問看護にかかる支援策について」

「平成29年度東京都介護職員宿舎借上げ支援事業の実施について」

「離職時介護福祉士等届出制度がスタートしました！」

「今年も実施します！『事業所への講師派遣研修』(登録講師派遣事業)」

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

○注意

「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について」

お知らせ

○ 介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について

介護保険事業所(医療系)が適正なサービスを提供するために必要な事項を周知し、その理解を促すとともに、報酬請求に係る過誤を防止するため、下記のとおり集団指導(講習)を実施します。

対象の事業所には、別途、案内をお送りします。

開催日時(平成29年)		開催場所	対象
5月19日(金)	10時20分～	都庁第一本庁舎 5階大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	訪問看護ステーション
5月22日(月)			
5月31日(水)	10時00分～	都議会議事堂 1階南側 都民ホール (新宿区西新宿2-8-1)	訪問リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設が行うものを除く)
	14時00分～		通所リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設が行うものを除く)
6月6日(火)	13時30分～	都議会議事堂 1階南側 都民ホール (新宿区西新宿2-8-1)	介護療養型医療施設・ 短期入所療養介護事業所(みなし指定を除く)

【お問合せ先】 指導監査部指導第三課介護機関指導担当 TEL03-5320-4284

○ 認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会を開催します

東京都では、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らしていけるよう、平成10年度から「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業」を実施しています。

また、地価の高い都市部におけるひとり暮らし低所得高齢者向けに、平成22年度から「都市型軽費老人ホーム整備事業」も行っています。

グループホーム及び都市型軽費老人ホーム等の設置促進を図るため、整備費補助制度等について、説明会を開催いたします。グループホーム運営事業者の方、福祉施設運営事業者の方のほか、こうした事業に関心のある方など、是非御参加ください。

- 日時 平成29年5月29日（月曜日）午後2時から午後5時まで
- 会場 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム等の事業の仕組みと補助制度について
- 対象 グループホーム運営事業者、福祉施設運営事業者、土地・建物所有者（オーナー）などで事業に関心がある方
- 定員 500名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ
- 申込期限 平成29年5月8日（月曜日）

【問合せ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
TEL：03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）>「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会」の開催について（平成29年5月29日開催予定）

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/setsumeit290529.html>）

○ 介護人材関連事業について

東京都福祉保健局高齢社会対策部では、介護人材の確保、育成及び定着に向けた総合的な取組を行っております。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページ等にてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

◇人材関連事業一覧はこちら

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/jinzai.files/jinzai1.pdf>

◇各事業の詳細（ホームページ）はこちら

介護人材確保対策事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

潜在的介護職員活用推進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/senzai.html>

東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shukusha.html>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/carepro.html>

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/daitai.html>

介護職員スキルアップ研修

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigokennsyuu/kaigosyokuinnsukiruappu.html>

現任介護職員資格取得支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/103genninkaigo/index.html>

喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

【お問合せ】

各事業の連絡先へお気軽にご連絡ください。

【制度担当】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

介護保険課 介護人材担当 電話：03-5320-4267

○ H29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 (①研修②産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援)(※1)	第1回締切：5月17日(水) 第2回締切：6月21日(水)
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(※2)	(※2) 上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です
	*新任訪問看護師就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 *新卒に限らず、訪問看護未経験であれば対象です	第1回締切：5月12日(金) 第2回締切：6月7日(水) ※4月に訪問看護未経験者を雇用している場合は、必ず5/12までに応募が必要です
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込み受付中 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	H30年1月13日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、**②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援については、原則として随時受付とします。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。**

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL：03-5320-4267 FAX：03-5388-1425

○ 平成29年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業の実施について

東京都では、平成28年度より介護職員の確保定着を図るため「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を開始しており、平成29年度も引き続き同事業を実施することとなりました。

本事業の実施主体は公益財団法人東京都福祉保健財団となっており、助成金申請にあたっては福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

(財団ホームページ：<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の事業者を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を複数回にわたり開催する予定です。第1回は以下のとおり開催いたしますが、申し込み方法等の詳細については5月上旬に財団ホームページへ掲載いたします。参加を希望される事業者の方はどうぞご確認ください。

1 日程

平成29年5月19日(金曜日)

【午前の回】 10時00分から (受付開始：9時45分)

【午後の回】 15時00分から (受付開始：14時45分)

※午前の回、午後の回とも同じ内容です。説明時間は、1時間程度を予定しています。

2 会場

公益財団法人東京都福祉保健財団研修室1

(東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階)

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-8596

○ 離職時介護福祉士等届出制度がスタートしました！

2017年4月1日より離職介護福祉士等届出制度がスタートしました。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となり、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。

そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも円滑に介護の仕事で再び活躍いただけるように、都道府県福祉人材センターに届出ることを努力義務として規定しました。それに伴い、社会福祉事業等を経営する方は、届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めるものとされました。

福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供、知識・技術の再習得研修や職場体験、再就職をご希望の場合は最適な就業場所の紹介といった福祉人材センターによるサービスを継続して受けることができます。

また、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出ると同様のサービスを受けることができます。

届出は、「福祉のお仕事」ホームページから簡単に手続きできます。事業者の方は、従事者が離職される場合は、ぜひ本制度について情報提供いただき、介護に従事する方々の資格が有効に活用されるようご協力ください。

○「福祉のお仕事」ホームページ <https://www.fukushi-work.jp/>

○問合せ先

- ・福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当 TEL:03-5320-4049
- ・東京都福祉人材センター TEL:03-5211-7923

○ 今年も実施します！「事業所への講師派遣研修」(登録講師派遣事業)

介護福祉士等養成施設等の教員で本事業に登録された講師が直接職場を訪問し、職場のニーズに沿った専門的・実践的な内容の研修を行う「登録講師派遣事業」を今年度も実施します。お気軽にお申込みください。

【対象施設】小・中規模の福祉施設等・介護保険施設や在宅サービスの事業所等

【費用】無料

【昨年度科目一例】「介護記録の書き方」「感染予防の基礎知識」「障害者差別解消」

「尊厳の尊重と権利擁護」「職員間コミュニケーション」「認知症ケア」「リスクマネジメント」

「接遇マナー」 他

※ユニット型（別法人複数事業所による合同）研修、個別要望プログラムも受け付けます。

【研修内容及び申込方法等】下記ホームページの「研修科目一覧」をご覧になり東社協研修受付システム「けんとくん」からお申し込みください。ご希望内容を確認の上、登録講師と調整します。

【第1期申込締切】平成29年5月29日（月）17時

※第2期申込は9月を予定しています。

★職場研修アドバイザーによる、研修実施に関する相談も受け付けています。

『こんな時どうしよう？』悩んだときは東京都福祉人材センター研修室へご相談ください。

【東京都福祉人材センター研修室ホームページ】

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kensyu.html>

【お申込み・お問合せ先】東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問合せ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

○「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月31日（土曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配 送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワ ークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までにハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、昨年7月に、消費者安全調査委員会において、消費者安全法（平成21年6月5日法律第50号）第33条第1項の規定に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成28年7月22日付け消安委第62号）のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、厚生労働省から通知がありましたので、下記HPに掲載いたしました。

福祉用具貸与事業者等皆様におかれましては、御確認いただきますようお願いいたします。

参照

東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/11_taiyo.html

東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/12_hanbai.html

【問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593